

セキュリティ保険加入義務など)、といった点などが、極めて重要である。なお、サイバーセキュリティ保険義務が課されていなかったとしても、サイバーセキュリティ保険や個人情報漏洩保険に加入しているか否か、またはその内容を確認することが重要である。

## 独占禁止法

公正取引委員会は、プラットフォームフォーマー等のIT大手による個人データの不適切な収集・利用を防ぐ

ために、優越的地位の濫用規制を対個人との関係でも積極的に執行する方針を打ち出していることから<sup>(5)</sup>、対象会社がIT大手であるような場

永田 幸洋(ながた・ゆきひろ)

TMI総合法律事務所

パートナー弁護士

2006年弁護士登録。国内外のM&Aやベンチャー投資等の案件を取り扱うとともに、モビリティ分野やヘルスケア分野等におけるデータ関連の案件にも力を入れている。近時の著作として「欧米のプライベート・ディールに関するM&A契約の特徴」(「MARR」2019年7月号297、50-57頁)、「M&A取引実行時及び実行後における監査役等におけるリスク管理」(「月刊監査役」685号2018年8月号)等があり、近時のセミナー講演として「ヘルスケアデータの保護・利活用における法的留意点及び更なるグローバル展開時の陥穽」等がある。

合には、こうした優越的地位の濫用に該当するような行為が行われていないか確認する必要がある。<sup>(6)</sup> 2019年7月16日付け日本経済新聞。

吉岡 博之(よしおか・ひろゆき)

TMI総合法律事務所

弁護士

2007年弁護士登録。2018年公認会計士登録。M&A、ベンチャー投資、国際税務等を中心に幅広い案件を取り扱っており、近時はデータ関連の案件にも注力している。主な著作として「Getting the Deal Through: Corporate Reorganisations 2019」(Getting the Deal Through: Corporate Reorganisations 2019)(共著)、「The Tax Disputes and Litigation Review - Edition 7」(The Law Reviews)(共著)等があり、セミナー講演として「近時の国際税制の動向～国際的租税回避の防止に関するルールを中心に～」等がある。

### 第3章

# グローバルBtoC企業への活用が典型 データ・デューデリジエンスの 概要とチェックポイント

TMI総合法律事務所  
弁護士 寺門 峻佑

#### この章のエッセンス

● データDDの具体的手法としては、データ利活用継続性の観点から、データマップ・ピングにてデータ利活用の態様を正確に把握し、適用

される各国法規制を特定し、対象会社の現状の体制との差分比較により検証を行う。

● データ関連契約レビューによりデータ利活用継続を妨げる条項の存否を精査し、対象会社における

データ管理のリスク評価とセキュリティ施策評価により、セキュリティインシデントの発生により想定外の損害を被る可能性を検証する。

## 概要

従来の法務DDにおいても、データ関連法規制については検討対象となっていたが、データM&Aにおいては、特に対象会社データの利活用の継続性の検証が重要になるとともに、ビジネスの性質上、対象会社においてセキュリティインシデントが発生することが致命的なダメージとなることもあり得る。そのため、対象会社におけるデータ利活用の態様を正確に把握し、適用される各国法規制を特定し、具体的なリスクの有無ならびにコンプライアンス対応や体制整備に要するコストを評価することが極めて重要となる。

このため、データM&Aにおいては、従来の一般的な法務DDの範囲にとどまらず、データ・プライバシー・セキュリティ領域を専門とする弁護士による、データ・デューデリジエンス(以下、「データDD」という)を実施することが有効であるといえる。

本章では、かかるデータDDの具体的手法について解説する<sup>(6)</sup>。

<sup>(6)</sup> なお、ここで述べるデータDDの具体的な手法の一部は、従来の法務DDにおいてデータ関連項目を検討する際にも採用されてきた内容である。